

【表紙】

【提出書類】 臨時報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成29年3月31日

【会社名】 株式会社ノムラシステムコーポレーション

【英訳名】 Nomura System Corporation Co ,Ltd.

【代表者の役職氏名】 代表取締役 野村 芳光

【本店の所在の場所】 東京都渋谷区恵比寿一丁目3番1号

【電話番号】 03-6277-0133

【事務連絡者氏名】 執行役員管理部長 関口 由実

【最寄りの連絡場所】 東京都渋谷区恵比寿一丁目3番1号

【電話番号】 03-6277-0133

【事務連絡者氏名】 執行役員管理部長 関口 由実

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所  
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 1【提出理由】

当社は、平成29年3月28日の定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本報告書を提出するものであります。

## 2【報告内容】

### (1) 株主総会が開催された年月日

平成29年3月28日

### (2) 決議事項の内容

#### 第1号議案 剰余金の処分の件

##### イ 株主に対する剰余金の配当に関する事項及びその総額

1株につき金102円（うち、普通配当51円、上場記念配当51円） 総額188,985,600円

##### ロ 効力発生日

平成29年3月29日

#### 第2号議案 定款一部変更の件

平成27年9月30日施行の「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律等の一部を改正する法律」により、特定労働者派遣事業（届出制）と一般労働者派遣事業（許可制）の区別が廃止され、全ての労働者派遣事業が許可制となりましたので、現行定款第2条（目的）を一部追加するものであります。

当社は、コーポレート・ガバナンスの一層の充実という観点から、監査等委員会設置会社に移行するため、監査等委員会及び監査等委員に関する規定の新設並びに監査役及び監査役会に関する規定の削除を行います。その他、上記の条文の追加及び削除に伴う条数の変更等、所要の変更を行うものであります。

#### 第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。）として、野村芳光、根本康夫、有賀滋、吉田勤、内山勉を選任する。

#### 第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

監査等委員である取締役として、富谷正明、古藤全海、田部井修を選任する。

#### 第5号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額設定の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額を「年額250,000千円以内」（ただし、使用人兼務役員の使用人分給与は含まない。）と定めるものであります。

#### 第6号議案 監査等委員である取締役の報酬等の額設定の件

監査等委員である取締役の報酬額を「年額60,000千円以内」と定めるものであります。

#### 第7号議案 ストックオプションとして新株予約権を発行する件

当社従業員に対し、ストックオプションとして発行する新株予約権の募集事項の決定を当社取締役会に委任するものであります。

### (3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成数 (個)	反対数 (個)	棄権数 (個)	可決要件	決議の結果及び 賛成割合 (%)
第1号議案	14,159	29	-	(注) 1	可決 (99.80)

第2号議案	14,151	37	-	(注)2	可決 (99.74)
第3号議案					
野村 芳光	14,151	37	-	(注)3	可決 (99.74)
根本 康夫	14,151	37	-		可決 (99.74)
有賀 滋	14,151	37	-		可決 (99.74)
吉田 勤	14,151	37	-		可決 (99.74)
内山 勉	14,151	37	-		可決 (99.74)
第4号議案					
富谷 正明	14,150	38	-	(注)3	可決 (99.73)
古藤 全海	14,150	38	-		可決 (99.73)
田部井 修	14,150	38	-		可決 (99.73)
第5号議案	14,152	36	-	(注)1	可決 (99.75)
第6号議案	14,150	38	-	(注)1	可決 (99.73)
第7号議案	14,149	39	-	(注)2	可決 (99.73)

(注) 1 . 出席した株主の議決権の過半数の賛成による。

2 . 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成による。

3 . 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。

(4) 株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主のうち賛否に関して確認できたものを合計したことにより、決議事項の可決又は否決が明らかになったため、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない議決権数は加算しておりません。